平成２２年（フ）第１３８号
福島県喜多方市山都町木幡字北向甲906番地、前住所東京都杉並区阿佐谷南１丁目５番２号山田荘７
債務者　長谷川朝美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木５番地の４　歌川荘２号－１、前住所福島県会津若松市建福寺前３番13号
債務者　新田　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
神奈川県伊勢原市石田733番地の１―101号
債務者　佐藤　富男
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2053番地の１　ｐｒｅｎｄｒｅ　ｉ　105
債務者　若林　麻美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２２号
神奈川県足柄上郡山北町山北543番地
債務者　石綿　理恵
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３０号
神奈川県中郡大磯町西小磯237番地１
債務者　前場　美佳（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４３号
神奈川県厚木市毛利台１丁目７―10、住民票上の住所神奈川県厚木市森の里５丁目１番12号
債務者　中田　亮一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４７号
神奈川県秦野市戸川128番地の16加藤方
債務者　荒井　正幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６４８号
神奈川県秦野市戸川128番地の16加藤方
債務者　荒井真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６８号
神奈川県伊勢原市下落合545番地の１　ハイツファイン103号
債務者　望月　　章
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９０号
神奈川県平塚市出縄７番地の１コーポ華102号
債務者　西秋　芳之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７０８号
神奈川県平塚市入野125番地の６梅原ハイツ101号
債務者　杉山ヨキノ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８９号
新潟市中央区堀之内南３丁目５番８号
債務者　竹内　友彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０３号
新潟県新潟市西蒲区茨島1842番地22
債務者　丸山　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
新潟県村上市関口560番地
債務者　貝沼アケミ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４６号
新潟県新発田市下小中山1014番地34、前住所新潟県長岡市高見町2068番地２
債務者　酒井　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５０号
新潟県新発田市宮古木1103番地
債務者　築井　和代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１０４号
兵庫県西脇市西脇６番地の１　マンションサンフラッツ101号
債務者　西垣　文和
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部